

1 未発生期

<p>●未発生期（国：未発生期、県：未発生期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生している、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p><目的></p> <p>新型インフルエンザ等発生に備えた体制の整備</p>
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3 国、県等からの情報収集等により発生 of 早期確認に努める。

(1) 実施体制

対 策
<p>ア 市行動計画等の策定【総括班】</p> <p>特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等を策定し、必要に応じて見直す。</p>
<p>イ 体制の整備及び国、県との連携強化</p> <p>○久喜市新型インフルエンザ等対策本部班長会議作業部会の枠組み等により、発生時に備えた、各部署における班別行動マニュアル及び市の業務継続計画を作成する。</p> <p>【関係各課/総括班】</p> <p>○県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。【総括班】</p> <p>○市行動計画等の策定にあたり、必要に応じて県の支援を要請する。【総括班】</p> <p>○必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。【生活維持班】</p>

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>ア 情報収集【総括班】</p> <p>国、県、WHO（世界保健機関）等から新型インフルエンザ等の対策に関する情報を収集する。</p>
<p>イ 通常のサーベイランスへの協力【総括班/学校教育班/関係各課】</p> <p>国及び県が実施するサーベイランス・情報収集について、要請に応じ適宜協力する。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>参考：県の通常のサーベイランス</p><ul style="list-style-type: none">○県及び保健所設置市は、毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、患者発生サーベイランスにより、指定届出機関（定点医療機関）における患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する（感染症発生動向調査）。○県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、指定届出機関の中の一部の医療機関（病原体定点）からインフルエンザ患者の検体を採取し、衛生研究所で確認検査を行い、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行状況を把握する。○県及び保健所設置市は、指定届出機関のうち基幹定点医療機関において、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。○県及び保健所設置市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。○県は、国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、新型インフルエンザの出現の監視に活用するための国立感染症研究所における分析評価に協力する。</div>

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 継続的な情報提供【総括班/医療・救護班】</p> <p>○新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>○季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等）の普及を図る。</p> <p>イ 体制整備等</p> <p>○新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。【総括班/広報・情報収集班】</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を決めておく。【広報・情報収集班】</p> <p>○県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。【広報・情報収集班】</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。【医療・救護班】</p> <p>○発生前から、情報収集・情報提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。【総括班/広報・情報収集班】</p>

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 個人における基本的な感染対策の普及【総括班】</p> <p>○市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染予防の知識の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぐこと等の基本的な感染対策について理解促進を図る。</p> <p>○新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。</p>
<p>イ 地域対策・職場対策の周知</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。【総務・動員班】</p> <p>○新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。【施設を所有する関係各課】</p>
<p>ウ 予防接種【医療・救護班】</p> <p>○ワクチンの生産等に関する情報の収集</p> <p>県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。</p> <p>○ワクチンの供給体制</p> <p>県は、医薬品等の販売業者である指定地方公共機関等の協力を得て、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努める。市は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。</p> <p>○基準に該当する事業者の登録</p> <p>国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）に基づき国が進める登録事業者の登録に関し、県が協力する事業者の登録作業に市も協力する。</p>

○接種体制の構築

①特定接種の対象者となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。【総括班/人事課/医療・救護班】

②国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

③国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

④円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。

⑤国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 医療

対 策

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。【総括班/医療・救護班】

参考：県の医療（一部抜粋）

ア 地域医療体制の整備

○県保健所及び保健所設置市は、地域別対策会議を開催し、密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備について検討する。

○県及び保健所設置市は、専用外来を行う医療機関、感染症指定医療機関等について、設置の準備や入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進める。

参考：感染症指定医療機関の状況（平成25年12月末現在）

①第一種感染症指定医療機関：1箇所

②第二類感染症指定医療機関：10箇所

（うち、結核病床を有する医療機関：4箇所）

イ 県内感染拡大期に備えた医療の確保

○県及び保健所設置市は、全ての医療機関に対して医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

○県及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、指定地方公共機関である感染症指定医療機関等、公的医療機関等において優先的に入院患者を受け入れる体制の整備に努める。

○県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を試算する。

○県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。

○県及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

○県は、その他、県内感染拡大期の医療提供について、県医師会及び公的病院協議会に対して協力を要請する。

○県及び保健所設置市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

○県は、県内感染拡大期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に対して、要請するとともに、必要な場合には支援を行う。

ウ 手引き等の策定、研修等

○県は、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。

○県及び保健所設置市は、国と連携し、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ 医療資器材の整備

県及び保健所設置市は、医療資器材（個人防護具等）の備蓄・整備を進める。

オ 検査体制の整備

カ 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

キ 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給体制の確保

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

	対	策
ア 物資供給の確保等【生活維持班】		
		<p>市は、県や国と連携し、発生時における医薬品や食料品等の緊急物資の流通や運送の確保等の体制整備を確認する。</p>
イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援【被災者救援班/生活維持班】		
		<p>市は、県及び国と連携して、市（県）内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。</p>
ウ 火葬能力等の把握【環境班/建設部】		
		<p>市は、県等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p>
エ 物資及び資材の備蓄等【総括班/生活維持班/財政班/関係各課】		
		<p>市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、または施設及び設備の整備等を行う。</p>
		<p>この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。</p>